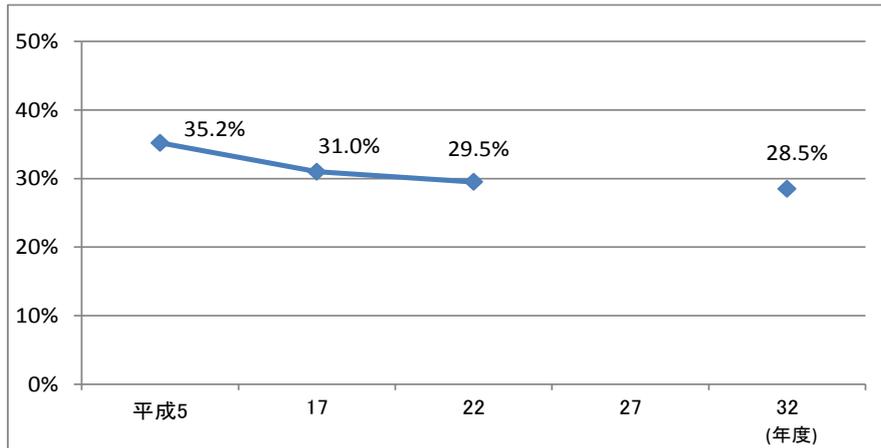


施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3
 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%
 (約1,019ha)以上確保します。
 【目標担当課: 景観みどり課】

■ **目標3の進捗状況**

- 緑被率(樹林地、農耕地、自然草地、水面)
- ※ 人口草地(ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇など)は除く。



(参考) 緑地面積(都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、法、条例、協定等による地域制緑地)

	平成20年度	24年度	25年度	26年度	30年度目標
緑地面積 (ha)	625.28	646.49	645.62	646.73	787.75
緑地割合 (%)	17.49	18.08	18.05	18.09	22.03

- ・緑被面積…緑被率は市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。緑被地は航空写真を基に樹林地、農耕地、自然草地、水面を抽出しています。
- ・緑地面積…都市公園、公共施設緑地(青少年広場等)、民間施設緑地(ゴルフ場・社寺境内地等)、地域制緑地(特別緑地保全地区・生産緑地・保存樹林など法や条例、協定等によるもの)
- ※ある程度土地利用の改変が少なく、担保された土地である緑地面積を参考として記載しました。
- ※緑地面積の平成30年度の目標は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で目標としている数値です。

■ **目標の進捗状況に対する中間評価(平成23~26年度)**

評価	順調でない
緑被面積は5年ごとに航空写真を基として算出するため、平成26年度末時点における最新データは平成22年度のものとなり、環境基本計画(2011年版)が開始する前のデータとなります。 平成22年度までは急激な変化ではないものの、緑被面積は減少を続けているため、評価は「順調でない」としました。 減少の主な理由としては農耕地の減少、人口増加に伴い宅地が徐々に増えていることなどが挙げられます。	

■ **目標の妥当性の検証と見直しの必要性**

見直し	不要
緑被面積は5年ごとにデータを更新するため、環境基本計画(2011年版)の計画最終年度である平成32年度時点では平成27年度の状況を示すデータが算出されると想定されます。よって、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」と整合を図りながら補完する指標(緑地面積など)を設けることで、算出されたデータとともに変化の傾向を分析し、総合的な判断によって最終的な評価を行いたいと考えています。	

目標4

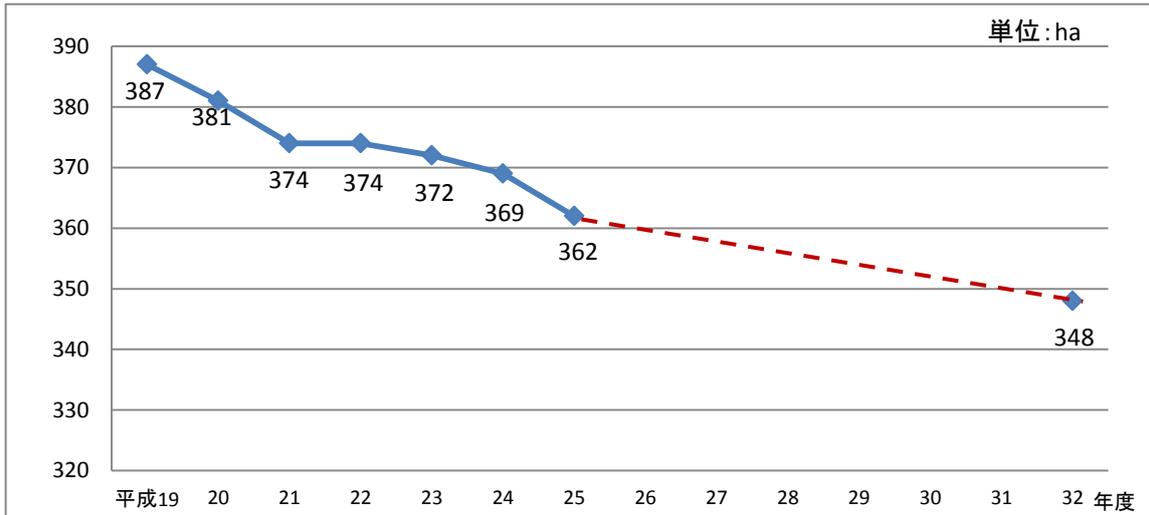
経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

【目標担当課:農業水産課】

■目標4の進捗状況

●経営耕地面積の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度
面積	374ha	372ha	369ha	362ha



■目標の進捗状況に対する中間評価(平成23~26年度)

評価: 順調に進んでいる

平成25年度は前年度に比べ約7ha減少しましたが、そのうち約6.5haは本市の事業である(仮称)柳島スポーツ公園建設による公園用地への転用で、その他の要因での減少は0.5haに留まりました。当該事業を除くと平均年2ha減少しており、今後も同様に減少を抑えられると仮定すると目標を達成することができることから「順調に進んでいる」と評価しました。

これまで、重点施策14「農業支援による農地の保全・再生」や重点施策25「地産地消の推進」など、様々な方法で農地の保全に努めてきたことが経営耕地面積の保全に寄与したものと考えます。一方で、全国的にも問題になっている農家の高齢化、担い手の減少、作物の価格低下などにより、経営耕作地面積は減少傾向にあります。

今後については、農業が直面している状況を踏まえ、生産者が農業を継続していくための支援施策に重点を置きながら目標の達成を目指します。

なお、(仮称)柳島スポーツ公園につきましては、環境負荷の低減、周辺環境への影響抑制、茅ヶ崎市の自然環境や周辺景観などへ配慮しながら事業を進めます。

■目標の妥当性の検証と見直しの必要性

見直し: 不要

コア地域をつなぐみどりの状況を確認する指標として有効であり、妥当であると考えます。

重点施策13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

■施策の概要

- ・良好な自然景観の形成要素である斜面林や農地、河川・海岸・沼地などの水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全を図ります。
- ・既にみどりが失われてしまった地域については生物多様性に配慮した対策を行い、現状の自然環境の保全を図るとともに、新たなみどりのネットワーク化を図ります。

■平成26年度の取り組み

①斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全と創出

事業名	取り組み結果	担当課
農地の保全	・重点施策14、15、25、26により、保全を図りました。	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	・直接訪問による周知等により、保存樹林新規指定4件、保存樹木新規指定1件を含め、保存樹林33件、保存樹木23件の助成を行いました(基準を満たす社寺林や屋敷林を含む)。 ・保存樹林の面積は、新規に12,236㎡指定したため計46,708㎡となりました。	景観みどり課
生け垣の築造・保全への助成	・生け垣築造4件(73.6m)、保全861件(16,886m)に対し助成を行いました。また、柳谷周辺地域においてパンフレットを配布し、市民への周知を行いました。	
記念樹配布	・家屋を新築した方を対象に、記念樹を616本配付しました。	景観みどり課 (農業水産課)
海岸のみどりの保全と再生事業 (市民提案型協働推進事業)	・海浜植物の移植会や観察会にのべ331名が参加しました。また、参加者が苗を自宅で一定の大きさまで育て、砂浜40㎡に移植しました。 ・本事業は植栽だけでなく、自然に生育している植物の保全管理作業も行うとともに、市民の方が体験を通じて海浜植生への興味、関心を深めていただけるものとなっています。 ・移植に際してはこの土地の自生種の種子を使用しており、在来植生に配慮するとともに植生の特徴の解説なども併せて行い、自然に生息する植物の保全と再生を進める事業として「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づき実施しています。	
グリーンバンク制度	・市民の方のもとで不要となった樹木を市が引き取り、希望される方にその樹木を配付するグリーンバンク制度を継続的に実施しています(配布:21件76本、受入:2件50本)。	公園緑地課
斜面林の保全	・中赤羽根において、地域の要望に基づき家屋への倒木の危険がある樹木の剪定、枝おろし及び倒木した樹木の撤去を実施しました。	
街路樹の管理	・街路樹および植栽帯約30,400㎡について、良好な環境維持の確保のため除草、剪定を直営または委託により実施しました。 ・地元自治会や緑の里親ボランティアにより、花の植え付けや除草、清掃活動を継続的に行っていただいています。	道路建設課
街路樹緑化の推進	・香川甘沼線道路改良工事において植栽帯を整備しました(長さ:46.3m、面積:94.4㎡、本数:ツツジ255本)。 ・東海岸寒川線道路改良工事において植栽帯を整備しました(長さ:19.0m、面積:52.0㎡、本数:ツツジ117本)。	
千ノ川流域整備における周辺環境に配慮した樹木植栽	・地元自治会などと調整を図りながら管理用通路の樹木植栽を行い、併せて周辺環境にも配慮しました。	下水道河川建設課
遊水機能土地保全事業	・「遊水機能土地保全補助金制度」によって遊水機能を有する土地(水田など)を保全することで、市内の自然環境の保全に寄与することができました(補助面積:418,574.53㎡)。	

市指定天然記念物活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴嶺八幡宮参道に整備した「鶴嶺参道歴史ひろば」の供用を開始しました。 ・市街地における貴重なみどりである鶴嶺八幡宮参道と松並木は市指定の重要文化財(天然記念物および史跡)であり、供用開始した「鶴嶺参道歴史ひろば」を通じて周知活動を推進しました。また、供用開始に至るまで地元自治会、鶴嶺八幡社、地域住民の方々に多くのご協力をいただきました。 	社会教育課
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会委員の方々からご教示いただきながら、市指定重要文化財(天然記念物)の保全に努めました。 ・「鶴嶺八幡宮参道の松並木」については、隣地の開発に影響がないよう剪定することを求められる中で、参道の景観をできるだけ維持する方法を採用する等、指定文化財の保護管理に努めました。 	
文化資料館移転整備基本計画における自然環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・本基本計画は、市内中海岸にある文化資料館を堤地区に移転し整備するものです。計画策定において建築計画を検討するにあたり、駒寄川や周辺環境に考慮しながら、有識者で構成するアドバイザー会議(5回)、市民によるワークショップ(4回)を開催し、検討を進めました。 ・平成27年度中の策定に向けて、周辺の景観や自然環境に配慮しながら作業を進めます。 	

■平成26年度予算執行状況

事業名	26年度予算額	26年度決算額	(参考)25年度決算額	担当課
水田保全対策事業費(レンゲ草種子購入)	174千円	168千円	161千円	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	38,859千円	35,364千円	25,341千円	景観みどり課
生け垣の築造・保全への助成(再掲)	7,883千円	6,510千円	6,837千円	
記念樹配布	800千円	523千円	494千円	
海岸のみどりの保全と再生事業	2,192千円	2,192千円	1,017千円	公園緑地課
グリーンバンク制度	400千円	148千円	100千円	
街路樹の管理	24,688千円	24,437千円	20,600千円	道路建設課
街路樹の植樹	1,025千円	1,025千円		
遊水機能土地保全事業(市内全域分)	21,000千円	20,929千円	21,098千円	下水道河川建設課
市指定天然記念物活用事業	43千円	43千円	43千円	社会教育課
指定文化財等の維持管理	966千円	966千円	137千円	
合計	98,030千円	91,902千円	75,828千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林・保存樹木については新規指定により増加しました(保存樹林4件(計12,236㎡)、保存樹木1件)。 ・千ノ川流域整備については、地元自治会などと調整を図りながら予定どおり管理用通路の樹木植栽を完了させることができました。 ・遊水機能土地保全事業によって、土地所有者への補助を行い、418,574.53㎡の水田の保全に寄与しました。 	<p style="text-align: center;">B</p> <p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)</p>
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林・保存樹木は、重点施策16に合わせて基準の見直しを検討します。 ・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解を得ながら事業を維持・継続していく必要があります。 ・街路樹や植栽帯については整備可能な路線が限られており、自転車走行空間整備の需要が高まる中、限られた空間での自転車走行空間との両立が困難になっています。 	

重点施策14 農業支援による農地の保全・再生
15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

■**施策の概要**

- ・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
- ・耕作放棄地を再生し、市民農園や体験学習の場等として活用していきます。
- ・土地所有者の協力を得ながら生物多様性に配慮した土地利用を図ります。

■**平成26年度の取り組み**

①**農地の継続利用を促すための農業支援**

事業名	取り組み結果	担当課
援農ボランティアの斡旋	・34件の農家に対して135件の斡旋(継続を含む)を行い、131件成立しました。うち13件は新規での成立となりました。	農業水産課
援農ボランティア育成講座	・全19回にわたり講習および実習による講座を実施しました。 ・講座終了後、卒業生19人のうち11人がボランティア登録をされました。	
かながわ農業サポーターの支援	・神奈川県が実施している農業サポーターの面談において、面接官として参画しました。 ・農地の利用権設定における手続きの支援を行いました。	
農薬使用低減や土壌改良、水田景観の保全をねらいとした緑肥推進事業	・事業の趣旨にご賛同いただいた水田耕作者15人に、緑肥効果が高いとされるレンゲ草種子を配付しました。409aの水田に播種し、化学肥料の低減に配慮していただきました。	
「人・農地プラン」による農地の保全・有効活用	・市内4地域において「人・農地プラン」による地域での協議を実施しました。 ・各地域の中心経営体について、農地中間管理事業の説明、プランの改正等の検討を行いました。	
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と地権者への交渉	・農地利用状況調査の結果を含め、未利用農地等の斡旋を積極的に行った結果、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地斡旋(約205a)を行いました。	
市民農園の新規開設支援	・市民農園の開設について随時相談に応じるとともに、開設の意思が確認された際には、丁寧な説明の後に開設に係る支援を実施しました。 ・特定農地貸付法に基づく市民農園5園(計約27.3a)が新規に開設されました。	
農業協同組合(JA)との連携	・農業まつりをはじめ各種共進会、品評会等、連携して事業を実施しました。 ・農業・漁業体験プロジェクトにおいて、JA、農業委員会、漁業協同組合と市で実行委員会を結成し、事業を推進しました。	
地産地消の推進	・詳細は56ページの重点施策25をご参照ください。	

②**耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用**

事業名	取り組み結果	担当課
農業・漁業体験プロジェクトでの遊休農地の活用	・農業・漁業体験プロジェクトの体験圃場として、1,011㎡の遊休農地を活用し、作付から収穫までの体験を行いました(全11回開催、参加者のべ218名)。 ・来年度も引き続き同圃場を活用できるよう調整しました。	農業水産課
耕作放棄地解消ボランティア活動の調整・実施	・市内2箇所の耕作放棄地計8.5a(6aおよび2.5a)を解消の上、市民農園の開設支援を併せて行い、耕作放棄地の解消とともに農地の保全を行いました。	

③土地所有者の協力を得た上での生物多様性に配慮した土地利用

事業名	取り組み結果	担当課
耕作放棄地解消時における現地立会	・農業・漁業体験プロジェクトによる体験圃場において、現地立会を実施しました。	農業水産課 環境政策課 景観みどり課

■平成26年度予算執行状況

事業名	26年度予算額	26年度決算額	(参考)25年度決算額	担当課
援農ボランティア	557千円	478千円	509千円	農業水産課
農業・漁業体験プロジェクト	140千円	130千円	17千円	
耕作放棄地解消ボランティア	199千円	37千円	167千円	
合計	896千円	645千円	693千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
<p>・農業経営基盤強化促進法に基づく農地の幹旋、市民農園の開設支援、援農および耕作放棄地ボランティア制度の運用、市独自事業での遊休農地の活用、さらには地産地消の推進による農業振興を図ることにより、農地の保全、耕作放棄地の解消を推進しました。</p> <p>・施策の結果として、農業の衰退に起因する経営耕地面積の減少を抑えることができました(目標4参照)。</p>	<p>B</p> <p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)</p>
<p>課題</p> <p>・耕作放棄地の解消は農業施策として今後も推進していくべきものと考えていますが、その行為自体は少なからず土地の改変を伴うものであり、現状ある自然環境をそのまま残す形での保全とは相容れず無理が生じてしまう面があります。したがって、例えば農薬の使用を最小限にして生物への影響を抑えるなど、農地を活用する中で生物多様性の保全を図るといった視点が必要となります。</p>	

援農ボランティア育成講座の様子



クワの使い方などから学び、収穫まで体験できる講座です。

緑肥(水田へのレンゲ草播種)



水田にきれいなピンク色の花が咲きます。

農業・漁業体験プロジェクトの様子



田んぼ、畑で農業、海で漁業を体験できる講座です。